

令和5年度 火山防災協議会 火山専門家連携会議

富士山周辺の避難促進施設等における 避難確保計画の作成支援活動の紹介

令和5年11月15日

富士山科学研究所富士山火山防災研究センター

石峯康浩

発表の内容

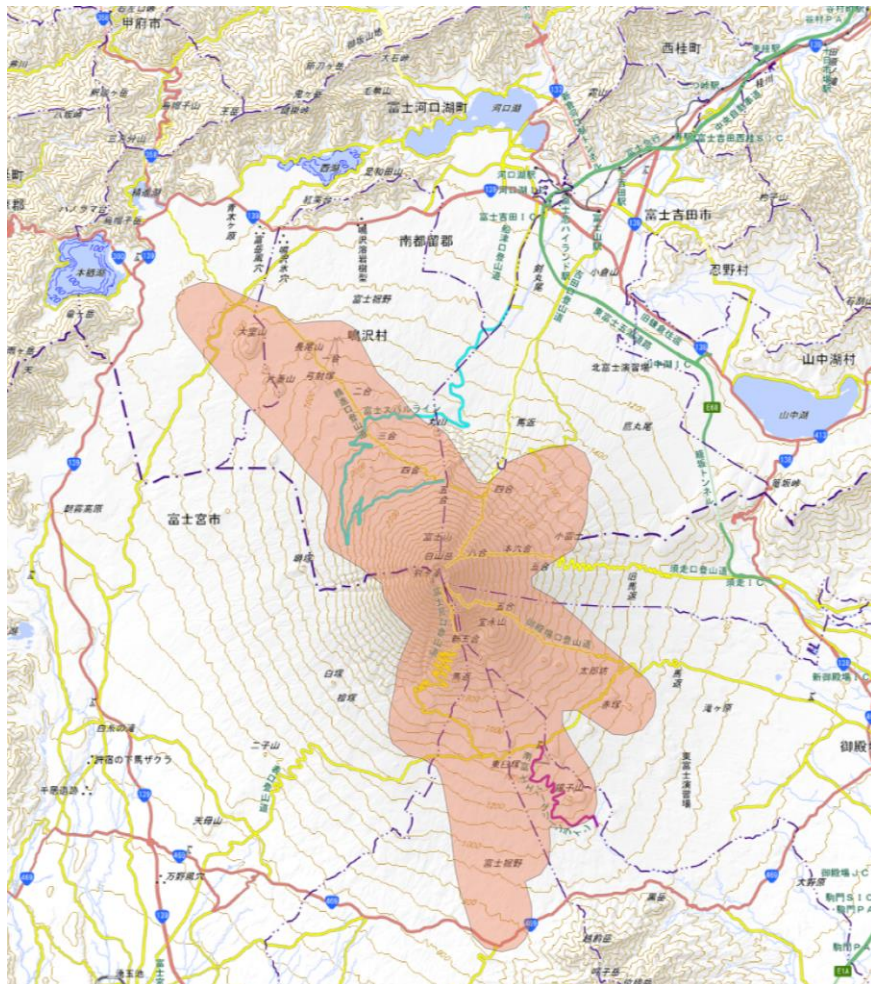
- ① 富士山における噴火対策の動向
- ② 新たな避難確保計画作成に向けた取り組み
- ③ 富士山研での支援状況
- ④ 関係機関と意見交換をした感想

富士山における最近の噴火対策の動向

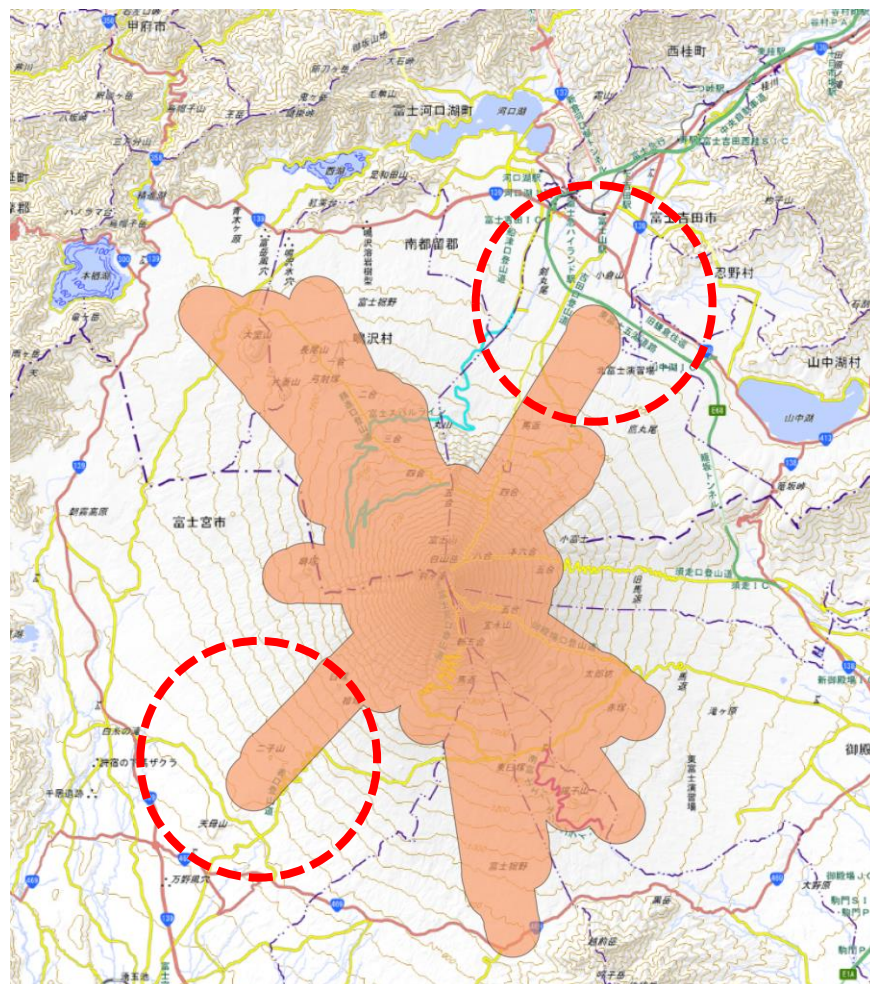
平成16年6月	最初の富士山ハザードマップが完成（国主導で実施）
富士山に関する調査研究により、火口位置や噴火規模が見直された。	
平成30年度～	「富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会」を設置し上記の研究成果を基に検討をスタート
令和2年度	富士山ハザードマップ（改定版）が完成
令和3年度～	新たなハザードマップに基づく「富士山火山広域避難計画」の改定について検討をスタート
令和5年3月	富士山ハザードマップ（改定版）に基づく避難計画の名称を 「富士山火山避難基本計画」として新計画が完成
令和5年度～	「富士山火山避難基本計画」に基づく新たな避難体制の整備

ハザードマップの大きな変更点： 想定火口範囲の拡大

平成16年（2004年）ハザードマップ

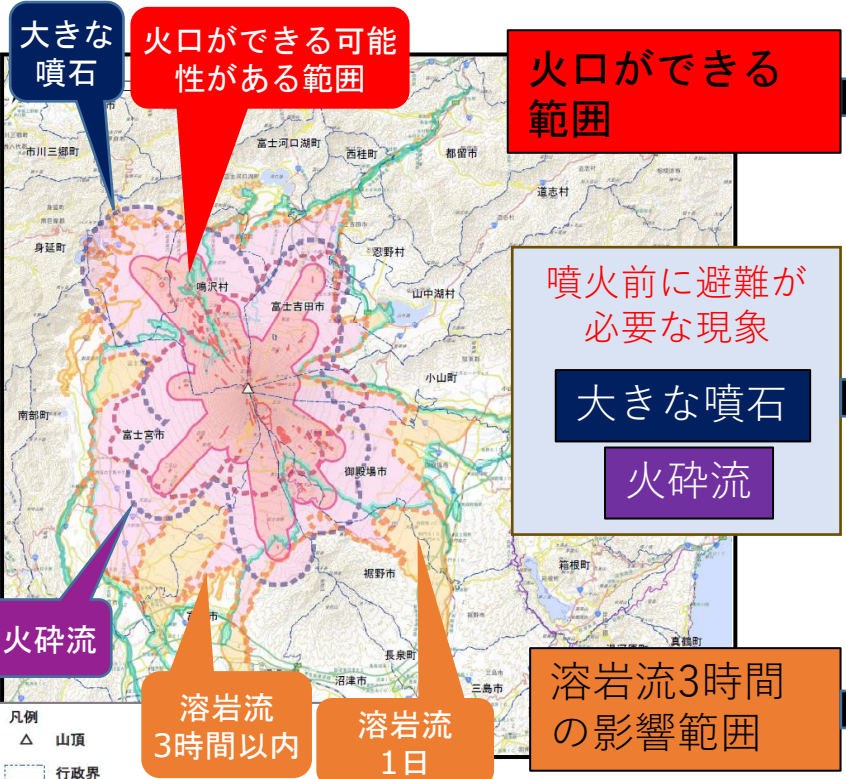


令和3年（2021年）ハザードマップ



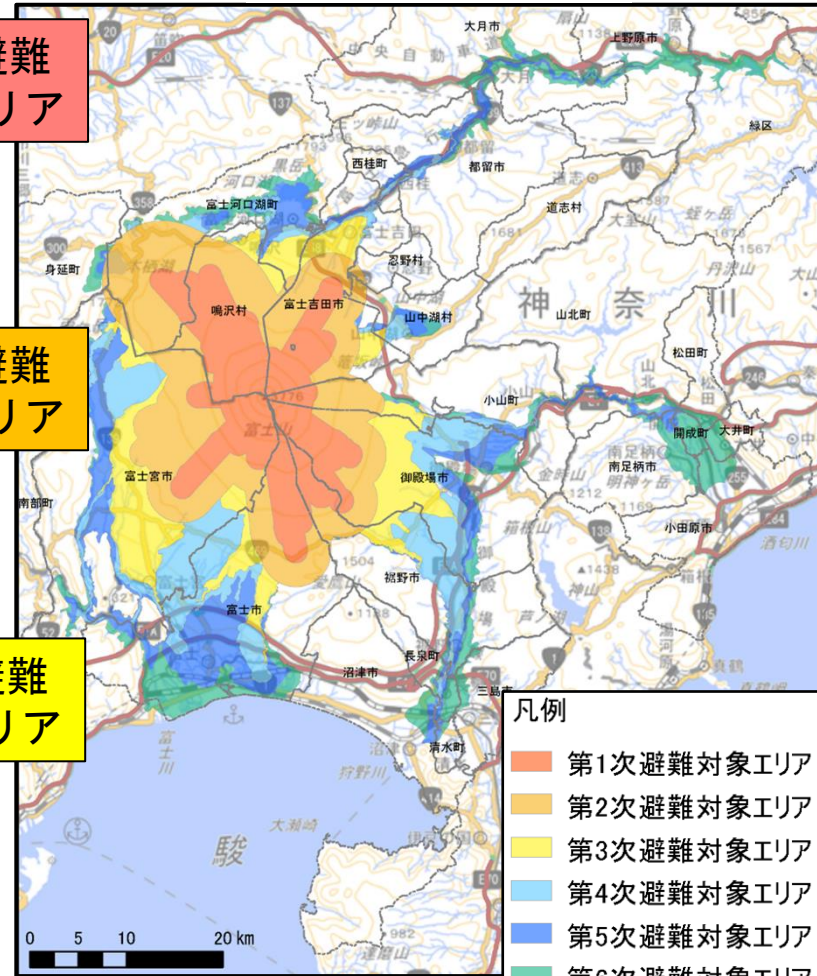
避難対象エリア設定の考え方

統合マップ

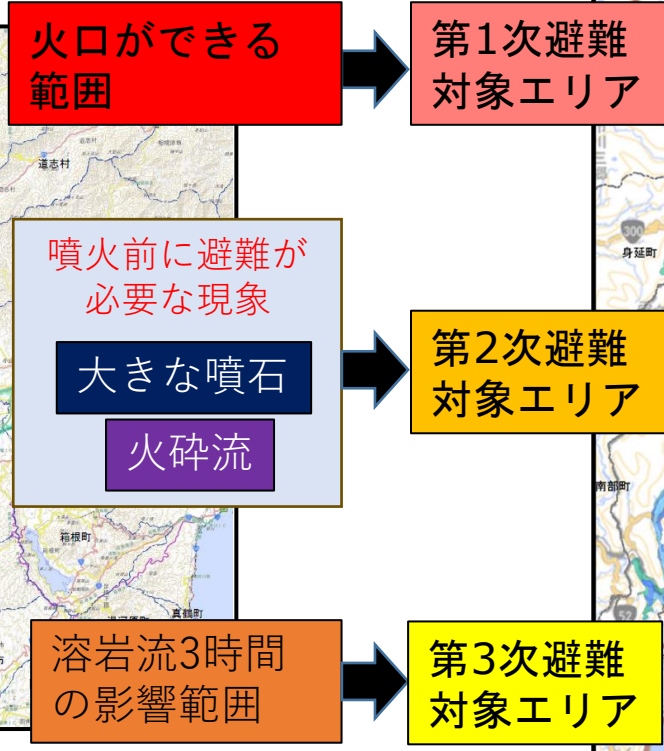


- 凡例
- △ 山頂
 - 行政界
 - 火口ができる可能性の高い範囲
 - 過去に火口ができた地点
 - 火砕流・火砕サージ等、大きな噴石、溶岩流3時間到達可能性範囲の統合範囲
 - 火砕流・火砕サージ等が到達する可能性のある範囲
 - 大きな噴石が到達する可能性のある範囲
 - 溶岩流が3時間で到達する可能性のある範囲
 - 溶岩流が24時間で到達する可能性のある範囲
 - 融雪型火山泥流が到達する可能性のある範囲

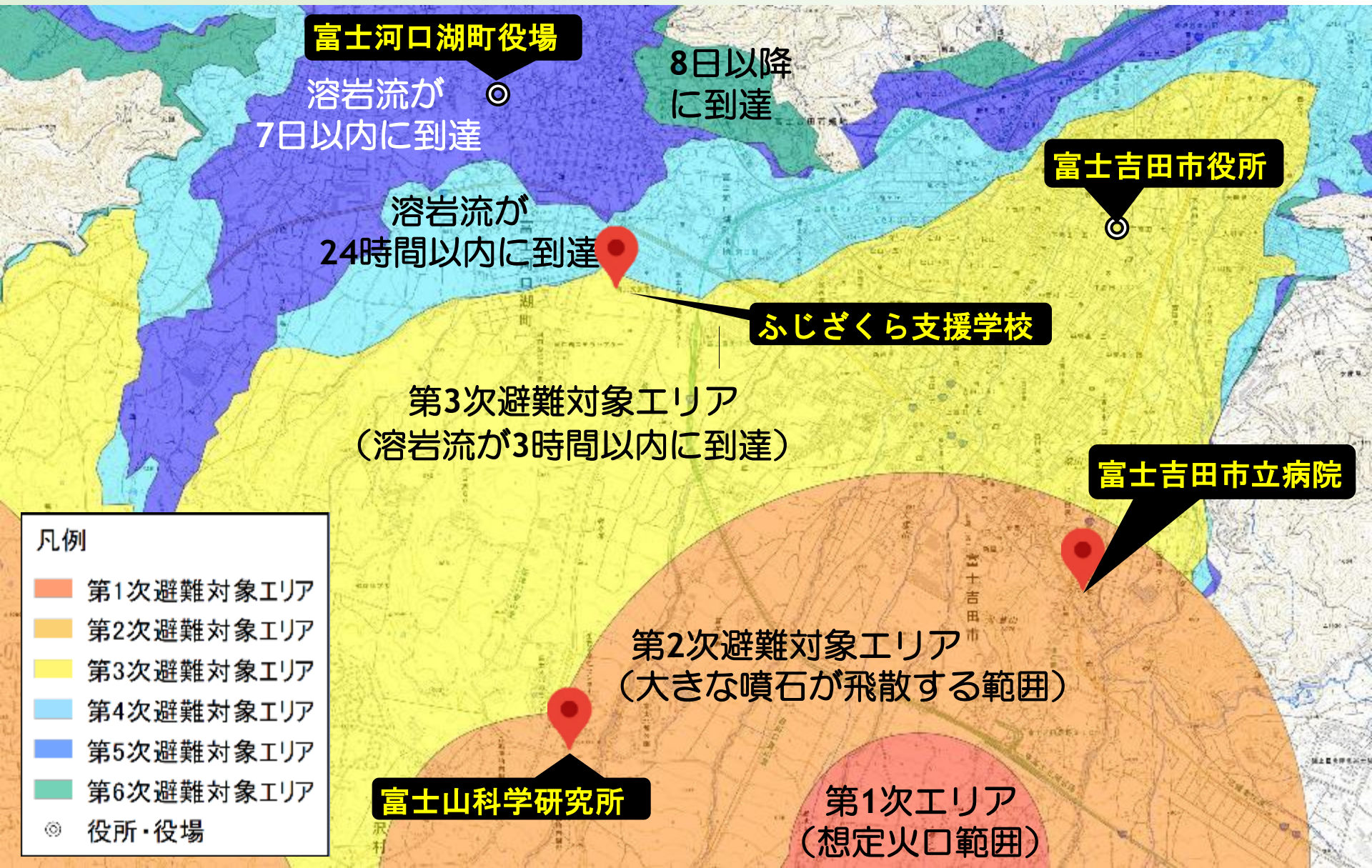
避難対象エリア



- 凡例
- 第1次避難対象エリア
 - 第2次避難対象エリア
 - 第3次避難対象エリア
 - 第4次避難対象エリア
 - 第5次避難対象エリア
 - 第6次避難対象エリア



富士北麓の避難対象エリア



避難確保計画作成に向けた説明会

- ◆ 計画作成に向けた説明会を山梨県防災局が開催中。
- ◆ 対象は計画作成の必要が発生すると見込まれる施設。
- ◆ 富士山研メンバーも出席し、富士山が噴火した際に起きうる状況について説明。
- ◆ これまで3回、開催
 - ①11月7日：学校・児童関連施設。
 - ②11月10日：観光関連施設
 - ③11月13日：保育園・幼稚園等
 - ④11月15日：医療福祉施設

活火山法に基づく取り組みであることを説明

（参考①）避難促進施設と避難確保計画について

7

特に「円滑かつ迅速な避難が必要な施設」とされる場合、市町村から「避難促進施設」として地域防災計画に掲載され「避難確保計画」の策定等が義務づけられます。

⇒ この指定は、今後、各市町村で検討予定です。

なお、基準は山梨県側、静岡県側と統一し「富士山火山防災対策協議会」において定めております。

➤ 活動火山特別措置法第6条

（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）

第6条 市町村防災会議は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法第42条第1項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 前条第1項第1号に掲げる事項
- 二 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- 三 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 四 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項
- 五 **警戒地域内に次に掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地**
- イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの
- ロ **社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの**
- 六 救助に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

➤ 活動火山特別措置法第8条第1項

（避難確保計画の作成等）

第8条 第8条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設（以下この条において「**避難促進施設**」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、内閣府令で定めるところにより、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「**避難確保計画**」という。）を作成しなければならない。

協議会で調整していることも説明

(参考②) 避難促進施設の指定基準について

8

山梨県・静岡県・神奈川県 の 3 県及び周辺 27 市町村などで組織する富士山火山防災対策協議会において定めた統一基準は次のとおりです。

※ あくまで目安であり、周辺の道路状況や利用者の特性を考慮して判断する場合があります。

施設種別	火口ができる可能性がある範囲 (第 1 次避難対象エリア)	大きな噴石、火砕流等が到達する可能性がある範囲 (※) (第 2 次避難対象エリア)	溶岩流が 3 時間以内に到達する可能性がある範囲 (第 3 次避難対象エリア)	溶岩流が 24 時間以内に到達する可能性がある範囲 (第 4 次避難対象エリア)
宿泊施設、観光施設、集客施設など	該当	該当	該当	非該当
社会福祉施設、医療機関のうち入院(所)施設を有する施設	該当	該当	該当	非該当
学校・児童関連施設	該当	該当	該当	該当

山梨県防災局が作成した計画雛型の表紙

噴火時等の避難確保計画のひな形(居住地域の単独施設版)

富士山噴火時等の避難確保計画 (案)
【居住地域の単独施設 (学校・児童施設) 版】




(凡例)
下線部：該当する名称等を記載する (施設名、数字等)。
該当しない場合は削除する。
太枠線内：関係者間で協議、調査した結果を記載する。

令和__年__月
〇〇学校・〇〇保育園・〇〇幼稚園

噴火時等の避難確保計画のひな形(居住地域の単独施設版)

富士山噴火時等の避難確保計画 (案)
【居住地域の単独施設 (観光・宿泊施設) 版】



(凡例)
下線部：該当する名称等を記載する (施設名、数字等)。
該当しない場合は削除する。
太枠線内：関係者間で協議、調査した結果を記載する。

令和__年__月
施設名：_____

約40ページの雛型を利用することで計画作成の労力が大幅に削減できることが期待できる。

富士山研メンバーが説明した資料の一部

富士山の特徴

- ◆多様な噴火様式
- ◆多様な噴火規模
- ◆多様な噴火現象
- ◆広い想定火口範囲
- ◆先駆活動が短時間
- ◆複雑なハザードマップ

大量の火山灰を放出する噴火



溶岩流を主体とする噴火



関係機関と意見交換をした感想

- ◆ 避難確保計画を作成する立場の方々の災害の経験が少なく、災害時の状況を想像することが難しそう。
- ◆ 富士山研の研究員が持ち回りで火山現象の説明をしているが、約30分の説明で必要な情報を咀嚼することは困難。
- ◆ 避難確保計画を作成する立場からすれば、火山現象よりも災害時の行政等の支援体制を理解することの方が重要。
- ◆ 雛型を提示することで計画を作成する負担は軽減できそうだが、効果的な避難に役立つものにできるかは、注意深い検討が必要。
- ◆ 火山学者自体、避難確保計画の作成に役立つ知見が乏しく、実践的な助言があまりできていない自覚がある。